

静岡県産業廃棄物処理施設等の環境調査に関する指針

制 定 平成4年10月30日

改 正 平成20年2月6日 環廃第563-2号

第1 趣旨

この指針は、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等の設置に係る環境調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この指針において掲げる用語の定義は、要綱第2条に定めるところによる。

第3 環境調査の実施

産業廃棄物処理施設等の設置又は変更をしようとする者(以下「処理施設設置者」という。)は、事前調査及び生活環境影響調査を実施し、設置計画及び跡地利用計画(最終処分場に限る。第6において同じ。)のための基礎資料を得なければならない。

第4 事前調査

1 処理施設設置者は、計画地及びその周辺の状況について、次の項目を既存の資料により調査し、必要に応じて現地調査を実施しなければならない。

(1) 自然的環境要件

ア 計画地の状況

- (ア) 平坦地、傾斜地、沢状地等の地形の状況
- (イ) 現状の使用状況
- (ウ) 公有地(国、県有地等)水路等の状況
- (エ) 地質の分布状況
- (オ) 湧水の状況(最終処分場その他放流水のある産業廃棄物処理施設等に限る。)

イ 周辺の状況

- (ア) 周辺の土地の使用状況及び地形
- (イ) 人家、学校その他の公共施設等の状況
- (ウ) 水道水源、井水等の使用状況(最終処分場その他放流水のある産業廃棄物処理施設等に限る。)
- (エ) 河川及び地下水の状況(最終処分場その他放流水のある産業廃棄物処理施設等に限る。)
- (オ) 使用予定道路の使用状況、安全施設等の状況

ウ 災害の状況

計画地及びその周辺について地滑り、土砂崩れ等過去の災害の状況

(2) 社会的環境要件

ア 他法令等の規制状況

イ 関係市町の規制状況

- 2 処理施設設置者は、様式第 1 号による事前調査報告書及び生活環境影響調査の実施計画書を事前協議書に添付するものとする。

第 5 生活環境影響調査

- 1 処理施設設置者は、事前協議書を提出した後、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について」（平成 18 年 9 月 4 日付け環廃対発第 060904002 号・環廃産発第 060904004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・同部産業廃棄物課長通知）の別添）に基づき、生活環境影響調査を実施しなければならない。
- 2 処理施設設置者は、1 に規定する生活環境影響調査の報告書を、条例第 20 条第 1 項に規定する事業計画書を提出する前までに知事（静岡県廃棄物リサイクル室）に提出するものとする。

第 6 調査後の対応

処理施設設置者は、事前調査及び生活環境影響調査の結果に基づいて、設置計画及び跡地利用計画実施のための対応策を講じなければならない。

第 7 適用除外

この指針の規定は、静岡県環境影響評価条例（平成 11 年静岡県条例第 36 号）第 2 条第 5 項の事業者については、適用しない。

附 則

この指針は、平成 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 2 月 6 日から施行する。